

第7回議会報告会における市民からのご意見等と回答について

意見1

要旨	空家整備と利活用促進について
意見・質問	<p>高齢化が進む中で、今後ますます空家が増える懸念がありますから、整備と利活用促進は大きな課題だと思います。</p> <p>既になされているかもしれませんが、利活用について市街、特に大都市への広報活動を拡大して、安曇野市への転入によって人口増に繋がれたら一石二鳥になると考えます。耕作放棄地対策と連携することができれば、更に効果的かと考えます。</p>
回答	<p>空家対策については、担当する総務環境委員会としても重要な課題ととらえ、委員会としての調査研究テーマとしています。いただいたご意見についても、委員会として調査研究し、空き家の利活用等について、市へ政策提言ができればと考えています。</p>

意見2

要旨	6月定例会での(コロナ対策としての)議場での議員人数制限の経緯について
意見・質問	<p>6月定例会において、一部の議員が議場を退席したが、議員が議会に出席することは義務ではないのか。多くの市民は仕事が無くなれば収入が減ってしまう。議員の皆さんはたとえ、欠席したり途中で退席しても、報酬が減ることはない。会議規則や総務省からの通達からして退席は市民に対して背信行為になるのではないのか。次の選挙の参考のため、どのような経緯で退席したのか詳細を市民に報告してほしい。</p>
質問理由	<p>安曇野市議会会議規則の第2条で、欠席は「事故のため」と「出産のため」とされている。また、第147条では、「会議中は、みだりにその席を離れてはならない」とされている。</p> <p>さらに、総務省自治行政局行政課長から「新型コロナウイルス感染症対策にかかる地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」とした通知では、委員会においては、本人確認や自由な意思表示、情報セキュリティ対策が整えばオンライン会議も可能とされているが、本議会への出席は、「現に議場にいることと解されているので、念のため」と書かれている。にもかかわらず、議長自ら一部議員の離席を宣言し退席が行われた。</p> <p>大体一般質問の時だけ退席して密を避けることにどんな効果があるのでしょうか。不特定多数の方の会議ならわからなくもありませんが、議員個々人にコロナ感染者との濃厚接触が無いよう心がけていれば退席をする必要などあり得ないでしょうし、そのような議員がおられるとは思いたくありません。</p> <p>市民ができることは、次の選挙で誰に投票するかということになると思います。ですので、退席することに至った経緯、賛成した議員、反対した議員の名前も知りたいので報告してほしいと思ったからです。</p>
回答	<p>令和2年1月以降、新型コロナウイルスの感染拡大が進み、罹患者が各地で確認されている中、市の団体意思決定を担う議員一人一人の健康管理の観点からの対応が必要と考え、議会関係者の感染拡大を防ぎ、市民生活等への影響を最低限とするため、議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むことを確認しました。</p> <p>一つは、国が示す新しい生活様式等を踏まえた取組をしていく必要があることから、議会においても予防・対応マニュアルを作成し、感染防止対策に取り組みました。具体的には、議会関係会議においては、「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」の3つの「密」の重なりを作らないことや、感染防止対策を行ったうえでの会議の開催、傍聴者の把握(連絡先等)のお願い、出席者の体調確認、開催時間の短縮、会議時のマスク着用の発言などに取り組みました。その一つとして、6月定例会では、地方自治法第113条の規定による定足数を確保したうえで、一般質問は議員の質問時間を短縮し、議席と議席の間を空けて密を避けるため、一般質問を行わない議員は、一部退席により会派室でのテレビ視聴としました。密を回避する対策など、議員として取り組める感染症対策を行ったほか、市民の皆さまには、間隔を空けた傍聴席の着席をはじめ、託児のサービスの中止にもご協力いただきました。なお、議会運営上、議場内には正副議長と、議会運営委員会の正副委員長、会議録署名議員は必ず議場にいる体制は整え、運営上の支障がないようにしました。</p>

第7回議会報告会における市民からのご意見等と回答について

意見3

要旨	「議会モニター制度」導入について
意見・質問	議会に対する理解・信頼が得られ、議会や議員の活動に対する認識が深められ、住民にとってより納得感が得られる合意形成を進めるために国の総務省の研究会の報告書にある「議会モニター制度」を導入してもらいたい。
質問理由	議会だよりモニターをやっていますが、該当する委員会や関係する議員との調整なのか、説明の不十分な記事が時折見られます。説明不足は憶測を呼び次第に議会や議員活動と住民とのギャップが生じてしまうのではないのでしょうか。 今後、議会に対する理解・信頼が得られ、議会や議員の活動に対する認識が深められ、住民にとってより納得感が得られる合意形成を進めるためには、総務省が行っている研究会の中の「地方議会・議員のありかたに関する研究会」での報告書の中にある、議会に対する住民の理解の中の取り組みの最初に書かれている「議会モニター制度」を導入することがより良い方法だと考えたからです。
回答	「議会モニター制度」、「議会サポーター制度」、「議会アドバイザー制度」等を導入している自治体議会もあります。市民の皆さんに身近に感じていただける開かれた議会づくりに向け、議会に対するご意見をお聴きし、よりよい議会運営に反映させるため、安曇野市議会への市民参画のあり方をどうするのかは、今後、調査、研究をしながら検討していく課題であると考えます。

意見4

要旨	議会基本条例の改正について
意見・質問	議会基本条例の改正に向けての状況について、市の法令等現状を見る限り見直しが行われたとは思われません。むしろ規程や要綱によって基本条例の目的が後退しているように感じています。例規や手続きなど把握している現状と、今までに行われた見直しと、今後の予定について教えてください。
質問理由	私は今、広報のモニターをしています。政務活動費についてもっと市民に知らせてほしいと思いい見を書いたところ、第59号で記事になり感謝しているところです。そこで、もっと詳しく知りたいと市のホームページで調べたところ報告書まで公開されていました。でも、インターネットが使えない方はどうすれば良いのだろうと思い、議会事務局へ出向いたところ、条例で決まっているので閲覧請求書を書かされることになりました。変だなと思いました。議会基本条例の第23条により市のホームページで公開しているながら、安曇野市議会政務活動費の交付に関する条例では、いまだに請求者の住所と名前を記入させた閲覧請求書を提出させている。さらに、議会基本条例運用規程を見てみると、運用にあたって、何かしらの制約が加えられている印象を受けました。規則や規程、要項など条例以外は議決にかかるものではなく内部で決められるものであり、基本条例の本質がないがしろになっていくのではないかと危惧を持った次第です。基本条例第28条では見直しなどを行うとされていますが、今までどんな見直しが行われたのでしょうか。 パブリックコメントまで行って制定されたこの基本条例が、今行われている事務処理などの状況に合わせた改革が検討されているなら、それは改悪になるのではないかと危惧が生まれます。規約や要綱の改善が見られない状況での議会基本条例の改正は改悪となるのではないかと思うからです。
回答	安曇野市議会基本条例は、平成25年7月1日に施行されました。条例施行後初めて、現在、全条項にわたる検証見直しを行っています。改正案は、パブリックコメントで市民からご意見をいただいた上、成案を議案として市議会の令和3年9月定例会に上程する予定です。なお、政務活動費に関しては、より透明性の高い公開方法が令和3年4月以降分から実施されています。

第7回議会報告会における市民からのご意見等と回答について

意見5

要旨	「いじめ」や「パワハラ・セクハラ」・「忬度」について
意見・質問	議会において「いじめ」や「パワハラ・セクハラ」・「忬度」はあるのか
質問理由	このところ、テレビ報道で「セクハラ」「パワハラ」「忬度」などの文字が頻繁に現れます。安曇野市議会においても「セクハラ」や「パワハラ」のうわさを聞きました。そんなことはないと思いますが、実情はどうなっているのでしょうか。
回答	ご質問をいただきました時点では、これまで議会として「いじめ」や「パワハラ・セクハラ」について、「あってはならないもの」と認識をしていたところです。 しかし、その後ご回答するまでの間において、議会広報特別委員会の会議の中で議員間でのパワーハラスメント行為が発生しました。 このことは、人権問題にもつながることもあり、市民の信頼を損なう事態を招いたことは誠に遺憾であります。 ハラスメント行為は、無自覚に行われることもありますので、各議員が正しく理解し行動するための研修会等を開催するなど、ハラスメント対策に取り組み、防止に努めます。 なお、「忬度」については、個々の議員の内面に係ることなので、確認は困難です。

意見6

要旨	議会報告会の開催方法と広報
意見・質問	市民参加なしはコロナ対策ではありますが、市民代表として「議会だよりモニター」の参加で開催できたらと思いました。 また、回覧文書発出後の変更のため新聞などで周知を図られたことは評価しますが、「議会だよりモニター」には通知があつてよとの意見はもつともだと思ひます。
回答	新型コロナウイルス感染症対策として、市民参加者なしで議会報告会を令和3年1月15日に開催しました。報告資料や動画の提供をし、市民の皆さんからはご意見をいただき、市議会で検討の上、回答しています。次回以降は、今後の感染状況にもよりますが、議会だよりモニターも含め、市民参加のあり方と広報に関しては慎重に検討していきます。

意見7

要旨	新型コロナウイルス感染症対策(新聞報道について)
意見・質問	基本的には県が対応することだと思ひますが、2021年1月13日「緊急事態7府県追加」を報じた1月14日信濃毎日新聞に、片山善博元鳥取県知事の話として「法律(新型コロナウイルス特別措置法)の運用を誤った」とありました。 詳しくは片山善博著「知事の真贋」(文春新書)に紹介されていますが、ご存じでしょうか？ ※該当新聞記事については、著作権により資料として添付できません。
回答	該当新聞記事については、拝見しています。議会又議員は、常に各種報道内容や情報などを把握することに努め、適切な判断・対応をしていきたいと思ひます。

第7回議会報告会における市民からのご意見等と回答について

意見8

要旨	地方自治における議会の役割
意見・質問	<p>1人の市長と多数の議員が、ともに選挙で選ばれることから「二元代表制」が地方自治の基本といわれます。市長が市政運営の方向性を示し、多様な市民の代表である議員が市民の意見をもとに議論することにより、市民それぞれが満足できる市政が実現するものと思います。そのためには市議会の情報収集機能の強化が重要で、図書館機能を活用した議会事務局の情報収集力の向上が求められると思いますが、いかがでしょうか？</p> <p>片山善博氏は「知事の真贋」の中で議会の役割(市長は行政の長として提案するが、決めるのは議会)の重要性を主張しています。片山善博・糸賀雅児著「地方自治と図書館」(勁草書房)でその考え方と実践事例を紹介していますので参考にしてください。</p> <p>合併前の5町村の一体化より、世代間(高齢者、現役世代、若者、子ども)、障がいの有無、男女、国籍などの多様性を重視すべきだと思います。そうした多様な市民の存在を意識して議会は行政の提案を審議していただきたいと思います。</p>
回答	<p>多様な市民の代表である議員が、市民の意見をもとに議論することは、言論の府からとしてもとても大事なことです。そのためには、ご指摘のとおり、市議会の情報収集機能の強化は重要と考えます。議会事務局とともに、各議員においても図書館機能を活用した情報収集力の向上は必要と思います。今後も、いろいろな手段を活用した情報収集に努めていきたいと思ます。</p>

意見9

要旨	情報発信(広報)について
意見・質問	<p>「広報あづみの」担当者と意見交換を行ったとあります。秘書広報課には広報は届いてこそ広報なので、紙媒体、ホームページ等多様な伝達手段を使っていかに市民に届けるかを考えなければならないと伝えています。このことは「議会だより」にも言えることだと思います。</p> <p>そのためには、情報発信とともに市政・議会運営が新聞等のメディアでどのように報道されているか把握することが重要だと思います。</p> <p>2月19日「市民タイムス」で報道された「地域公共交通会議」は市長が会長ですが、委員の発言は報告以外ではなくて、会長(議長)だけが発言する異例の会議で「多額の事業費をかけてもバス停から遠い地域が多いことなどへの懸念の声が上がった」との記述は部会での発言を紹介したもので、会議を傍聴しなければわからないと、はじめて参加した議員の方もおっしゃっていました。</p>
回答	<p>○ご指摘のとおり、議会の情報発信とともに、市政・議会運営が新聞等のメディアでどのように報道されているのかを把握することは、重要だと思います。今後も、情報が正しく発信され、正しく伝わっているのか、常に議会として議員としてアンテナを張り、情報収集に努めていきたいと思ます。</p> <p>○市政における議会活動を市民のみなさんに分かりやすく届けることが、議会広報の役割だと考え、議会広報特別委員会にて、紙面づくりの議論を重ねています。</p> <p>議会だよりモニター制度が始まって2年が経過し、毎回頂くアンケートを委員会では熟読し、可能なところから改善につなげています。</p> <p>議会だよりは、現在紙媒体だけでなく、ホームページ上で閲覧できるようになっています。</p> <p>また、「マチイロアプリ」という行政情報を伝えるアプリケーションへの登録も行い、「議会だより」を読んで頂けるための道筋を増やしています。</p> <p>多様な伝達手段というところでは、「議会だより」に加えたその他の広報手段(SNSなど)の検討も始めていきたいと考えています。</p> <p>今後、より質の高い紙面づくりをしていけるように一つの参考として、議会活動についてのメディア報道に対しても注視していきたいと思ます。</p>

第7回議会報告会における市民からのご意見等と回答について

意見10

要旨	空家整備と利活用促進について
意見・質問	<p>補助の増額良かったと思います。</p> <p>先日、ラジオで空家対策について、初めて知りました。空家利活用について、多くの人に分かりやすく知ってもらえる様に、力を入れて欲しいと思います。</p> <p>空家をリフォームして移住したい方、店舗として利用したい方、工房として利用したい、教室を開きたい等、スペースの利用の需要は色々あるはずで。</p> <p>農地が次々と宅地になり、住宅が次々と空家になり、緑がどんどん失われて、観光地としての魅力が薄れてしまわない様に、空家対策とその宣伝活動を大きくして行ってもらいたいと思います。</p>
回答	<p>空家対策については、担当する総務環境委員会としても重要な課題ととらえ、委員会としての調査研究テーマとしています。いただいたご意見についても、委員会として調査研究し、空き家の利活用等について、市へ政策提言ができればと考えています。</p>

意見11

要旨	議会のホームページについて・議会だよりでの議員写真について
意見・質問	<p>我々にとって経験のない、大変なコロナ禍の中での「新しい試み」これこそが改革を進める議会の真骨頂だと先ずは皆様に拍手を送ります。</p> <p>ペーパーレスの時代です。</p> <p>議会のホームページの充実もお願いします。</p> <p>若者に期待するのならマンガで考える議会があっても面白いと思います。</p> <p>活字だけのホームページを作ってみようと思う人は少ないと思います。</p> <p>議会だよりの質問者の写真入りはヒットだと思います。</p> <p>各委員会での質疑についても写真入りをお願いします。</p> <p>市民は議員一人一人を認識できると同時にその議員の活動を垣間見することもできます。</p> <p>議員は顔と考え方を表に出してください。</p> <p>これは議員のステータスと考えます。</p>
回答	<p>議会だよりについて、現時点では紙媒体のみでしかお読み頂けない方もいらっしゃるの、その方たちへの配慮が必要です。</p> <p>一方ペーパーレスの時代、また環境負荷の観点からも、議会だよりを今後も紙媒体で作成していくかどうかを検討しなければなりません。</p> <p>内容については、文字数をできるだけ減らし、イラストや写真を多用することを意識した紙面づくりを心掛けています。</p> <p>マンガの導入も、若い世代を中心とした方たちに訴求力があります。</p> <p>現状はマンガを作成できる体制がありませんが、今後の検討項目にしていきたいと思えます。</p> <p>議員の発言と議員の写真をセットにして、というご提案ですが、現状は一般質問のページのみ行っており、委員会ページなどでは紙面の都合上、顔写真を掲載していません。</p> <p>議会広報紙は、議員個人をアピールするものではありませんが、一方、議会活動は一人一人の議員の活発な発言によってその内実ができています。</p> <p>また、市民のみなさんにとって、直接影響のある議案の可否また、それをどの議員がどんな発言をしたのかは、関心が高いことだと捉えており、賛成・反対の討論においては、発言した全議員の発言と名前を掲載しております。</p>